

# 「介護福祉士養成施設等における医療的ケアの教育 及び実務者研修」に係る説明会 資料一覧

## I 改正法の概要

- H23年度介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の概要 …………… 2頁

## II 喀痰吸引等の制度

- 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について 4頁
- 喀痰吸引等の制度（全体像）…………… 5頁
- 社会福祉士及び介護福祉士施行規則の一部を改正する省令（概要）…………… 6頁
- 経過措置について …………… 7頁

## III 資格取得方法の見直し

- 介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期について …………… 9頁
- 今後の介護人材養成の在り方について …………… 10頁
- 今後の介護人材キャリアパス …………… 11頁
- 実務者研修のイメージ …………… 12頁

## IV 医療的ケアの教育

- 介護福祉士養成施設における医療的ケアの追加について（概要）…………… 14頁

## V 実務者研修

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（概要）…………… 16頁
- 実務者研修の概要 …………… 17頁
- 実務者研修の指定基準について …………… 18頁
- （参考）2年制養成施設の指定基準（概要）…………… 19頁
- 実務者研修のカリキュラム内容 …………… 20頁
- 実務者研修の教員要件について …………… 24頁
- 実務者研修に係る履修認定について …………… 25頁
- 届出の必要ない研修にかかる履修認定科目について …………… 26頁

（参考）関係法令・通知等一覧

# I 改正法の概要

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

## 1 医療と介護の連携の強化等

- ① 医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援(地域包括ケア)を推進。
- ② 日常生活圏域ごとに地域ニーズや課題の把握を踏まえた介護保険事業計画を策定。
- ③ 単身・重度の要介護者等に対応できるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型サービスや複合型サービスを創設。
- ④ 保険者の判断による予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする。
- ⑤ 介護療養病床の廃止期限(平成24年3月末)を猶予。(新たな指定は行わない。)

## 2 介護人材の確保とサービスの質の向上

- ① 介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等によるたんの吸引等の実施を可能とする。
- ② 介護福祉士の資格取得方法の見直し(平成24年4月実施予定)を延期。
- ③ 介護事業所における労働法規の遵守を徹底、事業所指定の欠格要件及び取消要件に労働基準法等違反者を追加。
- ④ 公表前の調査実施の義務付け廃止など介護サービス情報公表制度の見直しを実施。

## 3 高齢者の住まいの整備等

- 有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護規定を追加。  
※厚生労働省と国土交通省の連携によるサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進(高齢者住まい法の改正)

## 4 認知症対策の推進

- ① 市民後見人の養成、登録、家庭裁判所への推薦など、市町村における高齢者の権利擁護を推進。
- ② 市町村の介護保険事業計画において地域の実情に応じた認知症支援策を盛り込む。

## 5 保険者による主体的な取組の推進

- ① 介護保険事業計画と医療サービス、住まいに関する計画との調和を確保。
- ② 地域密着型サービスについて、公募・選考による指定を可能とする。

## 6 保険料の上昇の緩和

- 各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用。

## Ⅱ 喀痰吸引等の制度

# 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度について

(「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

## 趣旨

○介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする

☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況

## 実施可能な行為

○たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの

※保健師助産師看護師法の規程にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる

☆具体的な行為については省令で定める

- ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

## 登録事業者

○自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録

(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

☆具体的な要件については省令で定める

※登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規程を整備

## 介護職員等の範囲

○介護福祉士

☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める

○介護福祉士以外の介護職員等

☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定

☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

<対象となる施設・事業所等の例>

・介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)

・障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)

・在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)

・特別支援学校

※医療機関は対象外

出展: 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

## 登録研修機関

○たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録  
(全ての要件に適合している場合は登録)

○登録の要件

☆基本研修、実地研修を行うこと

☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事

☆研修業務を適性・確実に実施するための基準に適合

☆具体的な要件については省令で定める

※登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規程を整備

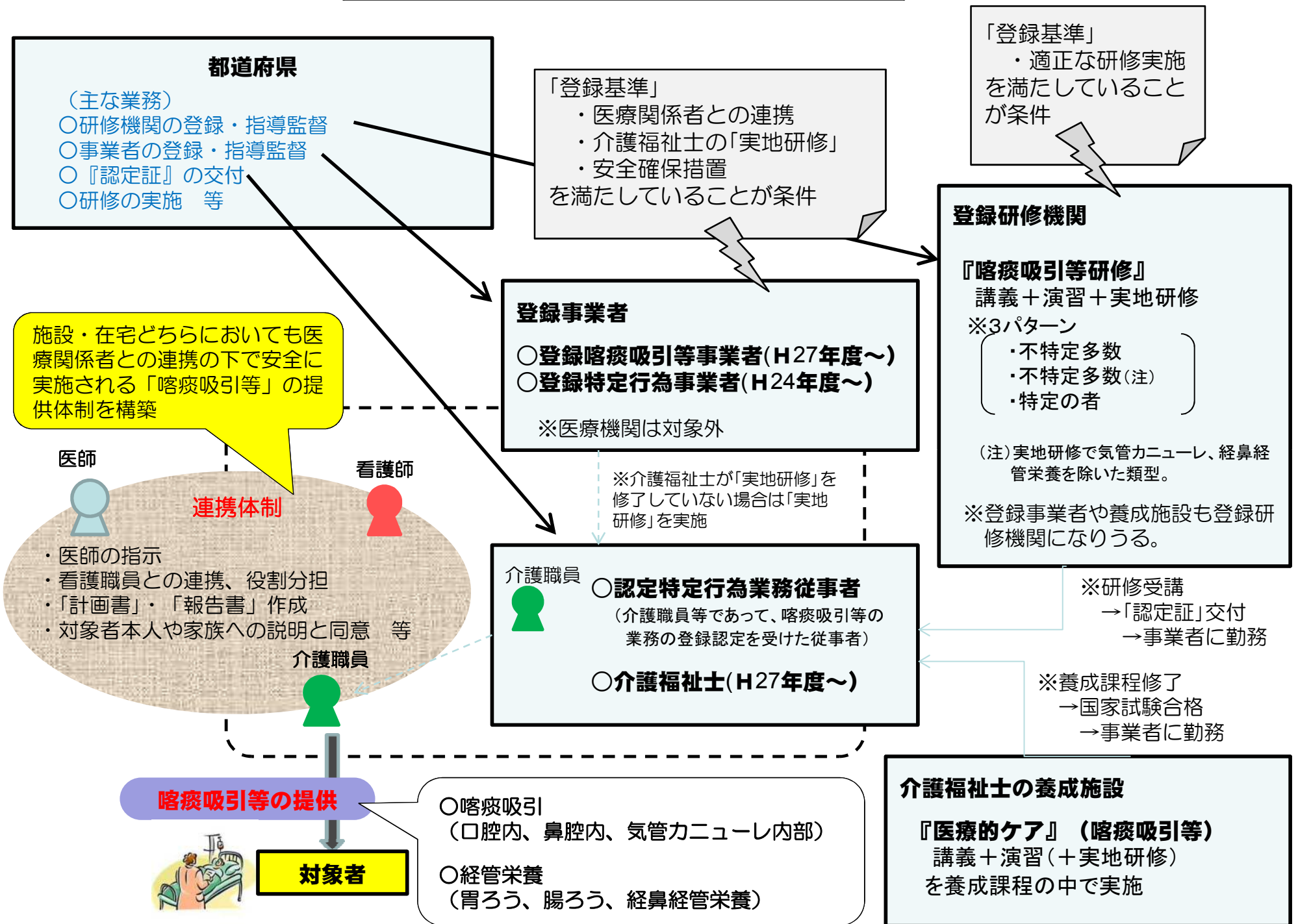
## 実施時期及び経過措置

○平成24年4月1日施行

(介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)

○現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるよう必要な経過措置を設ける

# 喀痰吸引等の制度（全体像）



# 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（概要）

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施を可能とすることに伴い、①喀痰吸引等の内容のほか、②喀痰吸引等の業務を行う事業者や介護職員等に対し研修を行う者について、都道府県の登録基準等を定める。

## 1. 喀痰吸引等の内容

- 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）
- 経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）

## 2. 喀痰吸引等の業務を行う事業者の登録基準

### (1) 医療関係者との連携に関する基準

- 医師の文書による指示、対象者の心身の状況に関する情報共有
- 喀痰吸引等の実施内容に関する計画書・報告書の作成 等

### (2) 安全適正に関する基準

- 実地研修を修了していない介護福祉士に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修の実施
- 安全確保のための体制の確保（安全委員会等）、感染症予防措置、秘密保持 等

## 3. 研修機関の登録基準

- 医師・看護師等が講師として研修（※）を行うこと  
→ 研修の各段階において受講者の修得程度を適切に審査、修了者に対しては修了証の交付
- 十分な講師数、研修に必要な器具等の確保
- 研修終了者の指名等を記載した帳簿の作成・保管、都道府県知事への定期的な報告 等

（※）研修課程については、

- ・ 第1号研修（1の喀痰吸引等の内容全てについて実地研修を行う）
- ・ 第2号研修（1の喀痰吸引等の内容のうち、口腔内・鼻腔内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養について実地研修を行う）
- ・ 第3号研修（1の喀痰吸引等の内容のうち、特定の者に対する必要な行為について実地研修を行う）

の3類型を規定。

施行日：平成24年4月1日

# 経過措置について

## ○ 介護福祉士の法令上の取扱いについて

平成27年3月31日までは、研修機関の研修を受講し、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の都道府県知事の認定証の交付を受けて、喀痰吸引等を実施することとなる。

(※) 平成27年4月1日以降は、介護福祉士の養成課程で喀痰吸引等の教育を受け、国家試験で知識・技能の確認を行うため、喀痰吸引等を行うため、上記の認定証の交付を受ける必要はない。

## ○ 現在、運用上の取扱いとして下記通知(※)により喀痰吸引等の実施が認められている介護従事者

研修機関の研修を改めて受講しなくても、喀痰吸引等を適切に行うための知識・技能を修得している旨の証明書類を提出し、喀痰吸引等を行える介護従事者である旨の都道府県知事の認定証の交付を受けて、喀痰吸引等を実施することとなる。

- (※)
- ・ ALS患者の在宅療養の支援について(平成15年7月17日発出)
  - ・ 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(平成16年10月20日発出)
  - ・ 在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引等の取扱いについて(平成17年3月24日発出)
  - ・ 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(平成22年4月1日発出)



## Ⅲ 資格取得方法の見直し

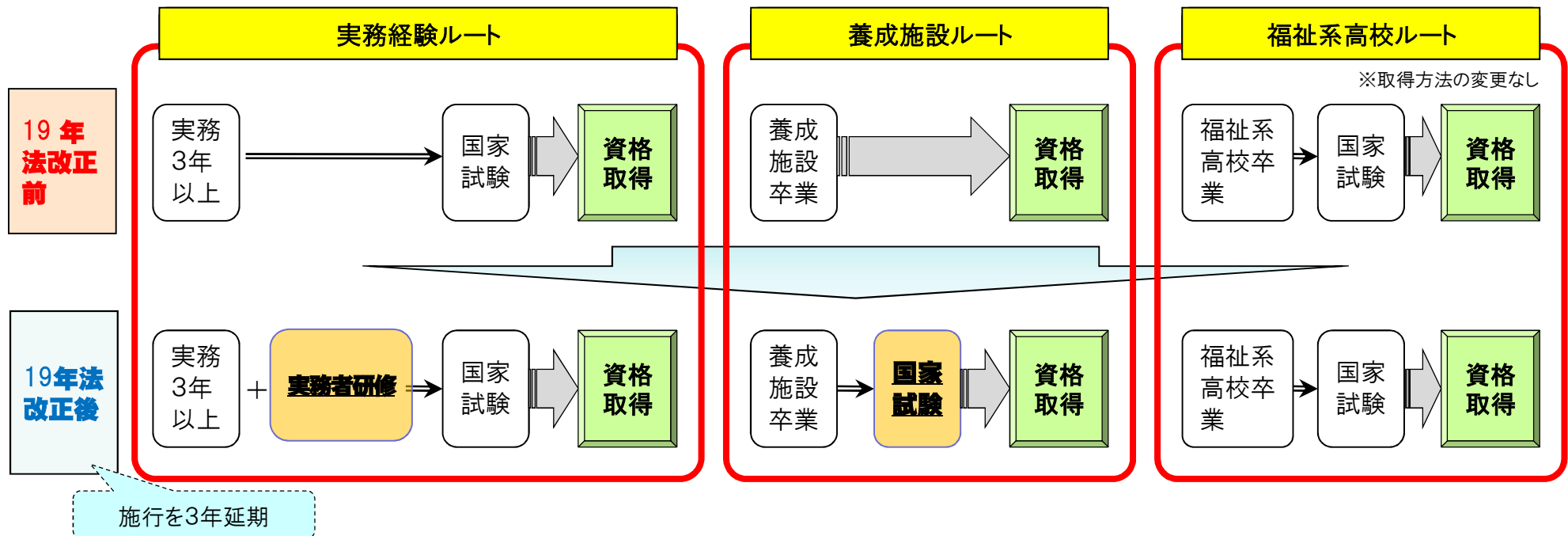
# 介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期について

## 【平成19年の法律改正】

- 介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育過程を経た後に国家試験を受験する形に資格取得方法を一元化（平成24年度から施行予定であった）
  - ① 実務経験者 … 3年以上の実務経験に加えて、実務者研修（6ヶ月研修）を義務付け
  - ② 養成施設卒業者 … 国家試験受験を義務付け

## 【今後の対応】

- 介護分野の人材不足等の中で、現場職員にとって実務者研修を受講しやすいものに再構成する。  
働きながらも研修を受講できるよう、受講支援策の具体化や現場職員への十分な広報をしていくため、また、介護福祉士によるたんの吸引等の円滑な施行に向けて、一定の準備期間が必要。
- そのため、介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行を3年間延期（24→27年度）。



# 今後の介護人材養成の在り方について

(平成23年1月 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書概要)

## 1. 検討の背景

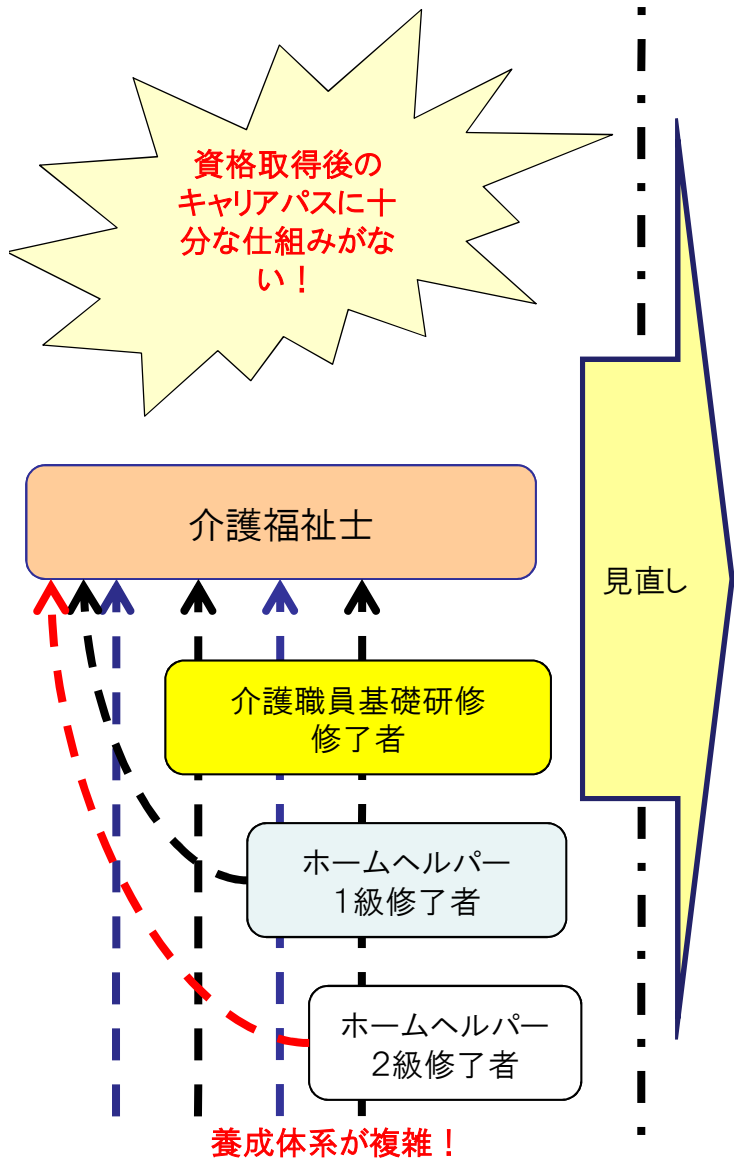
- 高齢化の進展や世帯構造の変化の中で、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質向上が不可欠。介護福祉士については、資質向上を図る観点から、平成19年に法律改正し、資格取得方法を見直し。
- 一方で、地域によっては人材が不足している等の課題があり、介護人材の安定的な確保に向けた配慮が必要。

## 2. 報告書のポイント

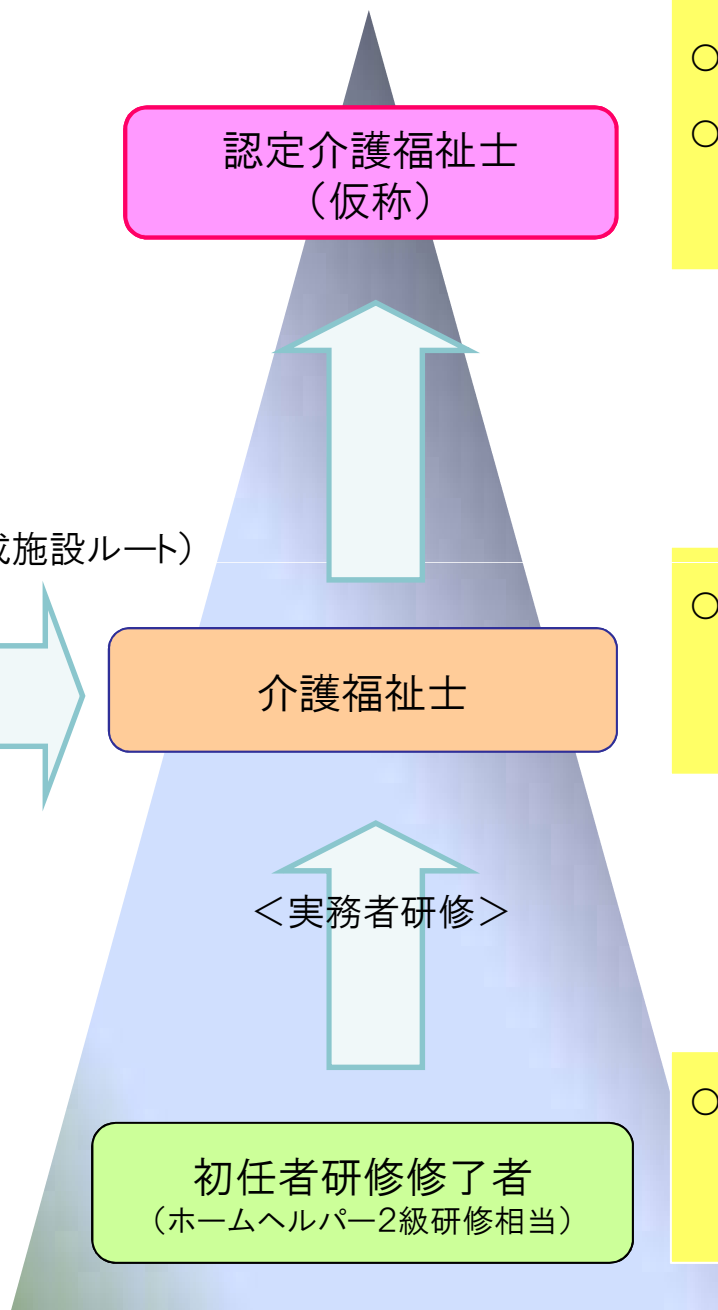
- 1 介護人材の養成体系を整理し「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」をキャリアパスの基本とする。**  
⇒現在のホームヘルパー2級を「初任者研修」と位置付け。在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする。介護職員基礎研修は、実務者研修に一本化。
- 2 実務者研修は、以下のように見直し。** (注)19年法改正により、国家試験を受験する実務経験者に義務付けられた研修
  - ア 研修時間は450時間**  
⇒ 実務者研修の目標は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得。  
研修に負担感を持つ者も多い現状を踏まえ、現場職員の意欲を減退させない配慮も必要であること等から、研修目標は維持しつつ、時間数を見直し。(19年法改正時は600時間を想定)
  - イ 働きながらも研修を受講しやすい環境を整備**  
⇒ 通信教育の活用、身近な地域で研修を受講できるための環境整備、過去に受講した研修(ホームヘルパー2級等)を読み替える仕組み、受講費用の支援 等
  - ウ 施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 3 介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの施行を3年間延期(24→27年度)** (28年1月予定の試験から適用)
- 4 介護福祉士資格取得者がステップアップできるよう、認定介護福祉士(仮称)の仕組みづくりを進める。**

# 今後の介護人材キャリアパス

## 【現在のキャリアパス】



## (養成施設ルート)



- 多様な生活障害をもつ利用者に質の高い介護を実践
- 介護技術の指導や職種間連携のキーパーソンとなり、チームケアの質を改善



- 利用者の状態像に応じた介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を修得し、的確な介護を実践



- 在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を修得し、指示を受けながら、介護業務を実践

## 実務者研修のイメージ

### 【到達目標】

- 幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得
  - ※ 介護福祉士養成施設（2年以上の養成課程）における到達目標と同等の水準
- 今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得を期待



## IV 医療的ケアの教育

# 介護福祉士養成施設における医療的ケアの追加について（概要）

介護保険法等一部改正法により、平成27年度以降は介護福祉士がその業務として喀痰吸引等を行うことが可能となったため、介護福祉士養成施設の養成課程においても、医療的ケア(喀痰吸引等)に関する教育を行うことが必要となったところ。

## 1. 教育内容・時間数

- 基本研修(講義形式・実時間で50時間以上)
- 演習 ※基本研修を修了した学生に限る。
  - ・ 喀痰吸引：口腔（5回以上）、鼻腔（5回以上）、気管カニューレ内部（5回以上）
  - ・ 経管栄養：胃ろう又は腸ろう（5回以上）、経鼻経管栄養（5回以上）
 ※併せて、救急蘇生法演習についても1回以上実施すること。
- 実地研修(可能な限り、実地研修又は見学を実施)※基本研修・演習修了者に限る。

## 2. 教員要件・教育の開始時期

### (1) 教員要件

5年以上の実務経験を有する医師、保健師、助産師又は看護師であって、医療的ケア教員講習会等を修了した者

### (2) 教育の開始時期

	H24.4		H25.4		H26.4		H27.4		H28.1
4年制養成施設	届出								介護福祉士国家試験
3年制養成施設			届出						
2年制養成施設					届出				
1年制養成施設							届出		
(参考)福祉系高校(3年制の例)			届出						
(参考)特例高(3年制の例)	届出								

(注1)教育カリキュラムの変更届出は、変更があった日から1ヶ月以内に地方厚生(支)局に行う必要がある。

(注2)平成24年度の届出に関しては、医療的ケアを担当する教員について、医療的ケア教員講習会修了予定として届け出て差し支えない。

(注3)必要な機械器具及び模型は、「吸引装置一式」、「経管栄養用具一式」、「処置台又はワゴン」、「吸引訓練モデル」、「経管栄養訓練モデル」、「心肺蘇生訓練用器材一式」を必要数、「人体解剖模型」を1整備する。

なお、演習室等の改修・増設等を行う場合については、あらかじめ校舎の各室の用途等の変更の申請が必要。

# V 実務者研修



# 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（概要）

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）により、介護福祉士試験の受験資格が改正され、平成27年度国家試験（平成28年1月予定）から、3年以上の実務経験者に6ヶ月以上の実務者研修の受講が求められることから、実務者研修を実施する養成施設の指定基準を新たに定める。

## <実務者養成施設の指定基準>

### (1) 教育内容に関する基準

- 研修時間数を450時間以上とすること。
- 昼間課程・夜間課程のほか、通信課程を設けることが可能。  
（介護過程Ⅲ（ケーススタディ等による教育）、医療的ケアのうち演習については、面接授業により行う）

### (2) 教員に関する基準

- 一定数の専任教員を有すること。
- 専任教員のうち一人、介護過程Ⅲを教授する教員、医療的ケアを教授する教員は、それぞれの講習会を修了した者であること等を要件とすること。

### (3) 施設設備等に関する基準

- 教育上必要な機械器具、必要数の教室を備えること。
- 経営方法が確実であること。教育内容等の情報が開示されており、虚偽・誇大でないこと。等

## ○ 実務者研修を受講しやすくするための制度

- ① 訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、科目単位での履修認定を認めることが可能。
- ② 適切な水準が確保されていることを要件として、実務者養成施設で実施する教育内容の一部を他の養成施設等に実施させることが可能。

（注）3年以上の実務経験者が実務者研修を修了した場合は、平成24年度の国家試験から、実技試験を免除することとする。

施行日：平成27年4月1日（ただし、法律の規定により、施行日前から実務者養成施設の指定をすることが可能）

# 実務者研修の概要

## ○ 実務者研修の内容

### (1)目的

- ① 1,800時間課程のうち、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成。
- ② 原則として、科目をⅠ・Ⅱに分割。既存研修による科目単位での履修認定を認める。  
Ⅰ：基本的事項(就業初期の段階で受講することが望ましい事項)  
Ⅱ：応用的事項(知識・技術の効果的な定着・向上を促す観点から、一定の実務を経た後に受講することが望ましい事項)
- ③ 多様な教育主体によって教育が担われる(科目単位での履修認定を認める)ことから、教育水準を担保するため「到達目標」を規定し、基準化。

### (2)面接授業について

- ① 面接授業の時間数は、最低限「45時間(：ケーススタディ(応用的な事例を用いて実践力を養成する)、介護技術の評価、通信教育等で修得した知識の修得度確認)+ $\alpha$ (：医療的ケアのうち演習)」。
- ② 他の学校・養成施設、介護実習Ⅱを行う施設・事業所に実施させることが可能。

### (3)通信課程での評価

- 科目ごとにレポート(課題)を提出し、添削指導、評価。

## 実務者研修の指定基準について

入学要件	なし
教育期間	6ヶ月・450時間以上
教員／専任教員数	教員⇒必要数 専任教員（教務に関する主任者を含む） ⇒通信教育：1名以上 通学教育：学生数に応じて確保 （2年制養成施設と同じ算定式で算出）
教務に関する主任者の要件	①・②のいずれかに該当＋実務者研修教員講習会（50時間）修了 ① 実務5年以上の介護福祉士 ② 介護に関する科目を教授する資格を有する者であって、以下のいずれかに該当 ア）大学等の教授、准教授、助教又は講師 イ）養成施設、福祉系高校（一般）での教歴3年以上 ウ）福祉系高校（特例）、実務者研修での教歴5年以上
「医療的ケア」の一般教員	実務5年以上の看護師等で、医療的ケア教員講習会修了 等
一学級定員	通信教育：なし。ただし、スクーリングでは50名以下 通学教育：2年制養成施設と同じ（50名以下）
普通教室	必要数
実習室	
その他設備	教育上必要な機械器具、模型、図書
介護実習	なし
事務職員	なし
法人運営	管理及び維持経営の方法が確実
情報公開	教育内容や教員の情報を開示（虚偽誇大ではない）

（注1）設備等については、賃借で可。また、既存の養成施設等が実務者研修も併せて実施する場合には、施設の共用を可能な限り認める。

（注2）専任教員が複数名配置されている場合には、そのうち1名を責任者とする。

(参考) 2年制養成施設の指定基準(概要)

入学要件	高卒以上
教育期間	2年・1,800時間以上
教員/専任教員数	<p>教員⇒必要数 専任教員(教務に関する主任者を含む)⇒学生数に応じて確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・～80名 3名</li> <li>・81～200名 {3+(生徒数-80)/40} 名</li> <li>・201名～ {6+(生徒数-200)/50} 名</li> </ul>
教務に関する主任者の要件	<p>①～③のいずれかに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実務5年以上の介護福祉士・医師・保健師・助産師・看護師・社会福祉士</li> <li>② 大学等の教授、准教授、助教又は講師</li> <li>③ 養成施設での教歴3年以上</li> </ul> <p>※ 領域別に責任者要件あり(介護教員講習会修了等)</p>
「医療的ケア」の一般教員	実務5年以上の看護師等で、医療的ケア教員講習会修了 等
一学級定員	50名以下
普通教室	必要数(面積要件あり)
実習室	介護実習室、入浴実習室、家政実習室
その他設備	教育上必要な機械器具、模型、図書
介護実習	<p>1/3以上は実習施設Ⅱでの実習 同時に実習を行う学生数の上限は指導者数×5</p>
事務職員	専任の事務職員を配置(人数要件なし)
法人運営	管理及び維持経営の方法が確実
情報公開	教育内容や教員の情報を開示(虚偽誇大ではない)

## 実務者研修のカリキュラム内容

科 目	教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
人間の尊厳と自立 (5時間)	① 人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ (5時間)	① 介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ (30時間)	① 生活と福祉 ② 社会保障制度 ③ 障害者自立支援制度 ④ 介護実践に関連する諸制度	○ 家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 ○ 社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を修得している。 ○ 障害者自立支援制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○ 成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ (10時間)	① 介護福祉士制度 ② 尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③ 介護福祉士の倫理	○ 介護福祉士制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。 ○ 個別ケア、ICF（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ (20時間)	① 介護を必要とする人の生活の理解と支援 ② 介護実践における連携 ③ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ④ 介護福祉士の安全	○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。 ○ リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。 ○ 介護福祉士の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得している。

科 目	教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
コミュニケーション技術 (20時間)	① 介護におけるコミュニケーション技術 ② 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③ 介護におけるチームのコミュニケーション	○ 利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。 ○ 援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。 ○ 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術Ⅰ (20時間)	① 生活支援とICF ② ボディメカニクスの活用 ③ 介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等） ④ 環境整備、福祉用具活用等の視点	○ 生活支援におけるICFの意義と枠組みを理解している。 ○ ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○ 介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）を修得している。 ○ 居住環境の整備、福祉用具の活用等により、利用者の環境を整備する視点・留意点を理解している。
生活支援技術Ⅱ (30時間)	① 利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○ 以下について、利用者の心身の状態に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備を行うことができる。 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護
介護過程Ⅰ (20時間)	① 介護過程の基礎的知識 ② 介護過程の展開 ③ 介護過程とチームアプローチ	○ 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○ 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○ チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、各職種の役割を理解している。
介護過程Ⅱ (25時間)	① 介護過程の展開の実際 ・ 利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ・ 観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。	○ 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。

科目	教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
介護過程Ⅲ (スクーリング) (45時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護過程の展開の実際 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な事例を設定し、介護過程を展開させるとともに、知識・技術を総合的に活用した分析力・応用力を評価する。</li> </ul> </li> <li>② 介護技術の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護技術の原理原則の修得・実践とともに、知識・技術を総合的に活用した判断力、応用力を評価する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実務者研修課程で学んだ知識・技術を 実に修得し、活用できる。</li> <li>○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じて介護過程を展開し、系統的な介護（アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直し等）を提供できる。</li> <li>○ 介護計画を踏まえ、安全確保・事故防止、家族との連携・支援、他職種、他機関との連携を行うことができる。</li> <li>○ 知識・技術を総合的に活用し、利用者の心身の状況等に応じた介護を行うことができる。</li> </ul>
発達と老化の理解Ⅰ (10時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 老化に伴う心の変化と日常生活への影響</li> <li>② 老化に伴うからだの変化と日常生活への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 老化に伴う心理的な変化の特徴と日常生活への影響を理解している。</li> <li>○ 老化に伴う身体的機能の変化の特徴と日常生活への影響を理解している。</li> </ul>
発達と老化の理解Ⅱ (20時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人間の成長・発達</li> <li>② 老年期の発達・成熟と心理</li> <li>③ 高齢者に多い症状・疾病等と留意点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達の定義、発達段階、発達課題について理解している。</li> <li>○ 老年期の発達課題、心理的な課題（老化、役割の変化、障害、喪失、経済的不安、うつ等）と支援の留意点について理解している。</li> <li>○ 高齢者に多い症状・疾病等と支援の留意点について理解している。</li> </ul>
認知症の理解Ⅰ (10時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認知症ケアの理念</li> <li>② 認知症による生活障害、心理・行動の特徴</li> <li>③ 認知症の人とのかかわり・支援の基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認知症ケアの取組の経過を踏まえ、今日的な認知症ケアの理念を理解している。</li> <li>○ 認知症による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。</li> <li>○ 認知症の人やその家族に対する関わり方の基本を理解している。</li> </ul>
認知症の理解Ⅱ (20時間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医学的側面から見た認知症の理解</li> <li>② 認知症の人や家族への支援の実際</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代表的な認知症（若年性認知症を含む）の原因疾患、症状、障害、認知症の進行による変化、検査や治療等についての医学的知識を理解している。</li> <li>○ 認知症の人の生活歴、疾患、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。</li> <li>○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。</li> </ul>

科 目	教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
障害の理解Ⅰ (10時間)	① 障害者福祉の理念 ② 障害による生活障害、心理・行動の特徴 ③ 障害児者や家族へのかかわり・支援の基本	○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○ 障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害児者やその家族に対する関わり・支援の基本を理解している。
障害の理解Ⅱ (20時間)	① 医学的側面からみた障害の理解 ② 障害児者への支援の実際	○ 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を修得している。 ○ 障害児者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○ 地域におけるサポート体制を理解し、支援に活用できる。
こころとからだのしくみⅠ (20時間)	① 介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解 （移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等）	○ 介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を修得している。
こころとからだのしくみⅡ (60時間)	① 人間の心理 ② 人体の構造と機能 ③ 身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた介護におけるアセスメント・観察のポイント、介護・連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持 ・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	○ 人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。 ○ 生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。 ○ 身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、アセスメント、観察、介護、他職種との連携が行える。
医療的ケア (50時間＋演習)	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習	○ 医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。

（注）なお、「医療的ケア」において、可能な限りたんの吸引及び経管栄養に関する見学・実地研修を行うよう配慮する。



# 実務者研修の教員要件について

## 【専任教員（責任者）】

- ①・②のいずれかの要件を満たし、かつ、実務者研修教員講習会を修了していること
  - ① 実務5年以上の介護福祉士
  - ② 介護に関する科目を教授する資格を有する者であって、以下のいずれかに該当
    - ア) 大学等の教授、准教授、講師又は助教
    - イ) 養成施設、福祉系高校（一般高校）での教歴3年以上
    - ウ) 福祉系高校（特例高校）、実務者研修での教歴5年以上

## 【一般教員（専任であるか否かは問わない）】

- 介護過程Ⅲ（スクーリング）及び医療的ケアを担当する教員に限り、一定の要件を課す（スクーリングを委託する場合においても同様）
  - ＜介護過程Ⅲ＞
    - ・ 専任教員要件の①又は②を満たし、かつ、実務者研修教員講習会、実習指導者講習会等を修了していること等
  - ＜医療的ケア＞
    - ・ 実務5年以上の看護師等であって、かつ、医療的ケア教員講習会を修了していること等

※ 実務者研修教員講習会の内容

- ① 介護教育方法（30時間）
- ② 介護過程の展開方法（15時間）
- ③ 実務者研修の目的、評価方法等（5時間）

# 実務者研修に係る履修認定について

## 1. 概要

- 実務者研修については、訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修（「地域研修」という。）であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、実務者研修の実施者の判断により、科目単位での履修認定を認めることが可能。

## 2. 履修認定の対象となる地域研修の要件

- ① 履修認定の対象となる内容の時間数は、履修認定科目の時間数以上であること。
- ② 実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれていること。
- ③ 到達目標に到達していることを評価すること。

# 届出の必要ない研修にかかる履修認定科目について

教育内容	時間数	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他 全国研修
		1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30	○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20	○	○		○	
コミュニケーション技術	20	○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25	○			○	
介護過程Ⅲ (スクーリング)	45				○	
発達と老化の理解Ⅰ	10	○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20	○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20	○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○			○	
障害の理解Ⅱ	20	○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60	○			○	
医療的ケア	50(※)					喀痰吸引等研修
実務者研修 受講時間数	450	95	320	420	50	

※「医療的ケア」には50時間とは別に演習を修了する必要があります

## 関係法令・通知等一覧

### 1 法律

- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）

### 2 政令

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 84 号）
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 23 年政令第 376 号）

### 3 省令

- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）
- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 132 号）
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成 20 年文部科学省、厚生労働省令第 2 号）
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（平成 23 年文部科学省、厚生労働省令第 5 号）

### 4 告示

- 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第 7 条の 2 第一号ホ及び社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 7 条の 2 第一号ホに規定する厚生労働大臣が別に定める基準（平成 23 年厚生労働省告示第 414 号）

## 5 通知・事務連絡

- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布について（社会福祉士及び介護福祉士関係）（平成 23 年 6 月 22 日社援発 0622 第 1 号 厚生労働省社会・援護局長通知）
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）（通知）（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 1 号 厚生労働省社会・援護局長通知）
- 社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）（通知）（平成 23 年 10 月 28 日 23 文科高第 721 号 文部科学省高等教育局長、社援発 1028 第 2 号 厚生労働省社会・援護局長 連名通知）
- 社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号 厚生労働省社会・援護局長通知）
- 社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について（平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 918 号 文部科学省高等教育局長、社援発第 0328002 号 厚生労働省社会・援護局長 連名通知）
- 実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号 厚生労働省社会・援護局長通知）
- 実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成 23 年 11 月 4 日社援基発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）
- 介護福祉士実務者研修にかかる指定事務の取扱いについて（平成 23 年 11 月 10 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 事務連絡）